

公認柔道指導者資格制度運用要領

第一章 資格取得希望者、資格保有者に向けて

1.資格の取得

1.1.概要

公認柔道指導者資格を取得するためには、該当する指導員養成講習会（以下、養成講習会）の全ての講習を受講し、資格審査試験（検定試験とレポート課題）に合格しなければならない。

1.2.指導員養成講習会

- ① A 指導員養成講習会は公益財団法人全日本柔道連盟（以下、本連盟）が主催する。ただし開催場所となる都道府県連盟（協会）に会場準備や補助員派遣等を依頼する場合がある。
- ② B 指導員養成講習会、C 指導員養成講習会および準指導員養成講習会は各都道府県連盟（協会）が主催する。

1.2.1.講習会の受講要件

会員登録、年齢、段位、指導経験の受講要件は全て受講する養成講習会の初日までに満たしていなければならない。ただし、年齢については満 18 歳以上であれば受講することはできるが、その場合は満 20 歳になることを停止条件として資格が認定される。

1.2.1.1.登録

受講者は本連盟登録会員であること、また事前に所定の手続きを取り許可を受けた者が受講者となることができる。

1.2.1.2.年齢

A 指導員：講習会の初日現在で満 20 歳以上

B 指導員：講習会の初日現在で満 20 歳以上

C 指導員：講習会の初日現在で満 20 歳以上
（満 18 歳以上であれば受講することはできる）

準指導員：講習会の初日現在で満 18 歳以上

1.2.1.3.段位

A 指導員：参段以上

B 指導員：参段以上

C 指導員：弐段以上

準指導員：初段以上

1.2.1.4.指導経験

A 指導員：B 指導員取得後 2 年以上かつ C 指導員資格取得後 8 年以上、継続的に指導に関わっていること

B 指導員：C 指導員資格取得後 2 年以上、継続的に指導に関わっていること

C 指導員：特に必要なし

準指導員：特に必要なし

指導経験の年数は年間合計 30 時間程度以上の指導経験がある年の合計とする。

指導とは実技や監督業務等に限定されず、連盟（協会）役員など柔道活動全般に関する指導と広くとらえる。履歴等の申請書類で確認できない場合は、必要に応じて証明できる書類の提出を求められることがある。

1.2.1.5.講習会の種類

A 指導員の取得を希望する者：本連盟が主催する A 指導員養成講習会。

B 指導員の取得を希望する者：都道府県連盟（協会）が主催する B 指導員養成講習会。

C 指導員の取得を希望する者：都道府県連盟（協会）が主催する C 指導員養成講習会。ただし、学生（注 1）に関しては学生公認資格取得促進制度がある。

D 指導員の取得を希望する者：都道府県連盟（協会）が主催する オンラインでの B および C 指導員養成講習会。（但し、2020 年度限定）

準指導員：都道府県連盟（協会）が主催する養成講習会。

これらの養成講習会は自身が所属する都道府県連盟（協会）以外が実施するものを受講することも可能。その際、あらかじめ所属連盟（協会）を通じて受講希望先の連盟（協会）に受講の可否を問い合わせる必要がある。

●オンライン講習会について

1. オンデマンドによる講習

- ・ C 講習会は全 10 科目をオンデマンド講義に置き換えることができる。
- ・ B 講習会は実技科目のうち「基本指導 II」「体力トレーニング II」「救急処置 II」以外の科目をオンデマンド講義に置き換えることができる。
- ・ 講習料は従来と同様 4,000 円（テキスト・検定料込み）とする。
- ・ 年齢、段位等の受講条件は教材到着日までに満たしていることとする
- ・ 講習開始日は教材（ワークシート等）の到着日とし、終了日は主催者が定める解答用紙提出期日までとする。
- ・ 解答用紙の提出期日は、十分な解答時間を与えるためその到着後、原則 1 ヶ月間以上与える。ただし更新講習やオンデマンド講義数が少数の場合、期間を短縮することができる。
- ・ 課題レポートについては従来通りすべて実施する。教材と一緒に送付し、提出期日は到着後 1 ヶ月半以上設ける。
- ・ 期限までに解答用紙と課題レポートの提出がない場合は資格を認定しない。ただし課題レポートは従来通り 4 年間以内の提出は認める。

- ・オンデマンド講義のみの場合、検定試験の代わりにワークシートの採点で評価する。

2 ハイブリッド型講習（オンデマンドと対面の組み合わせ）

・オンデマンド講義と面接（対面）講義を組み合わせる場合、検定試験を実施するか否かは都道府県で判断する。

（例 1：実技のみ対面講義とした場合、実技の検定試験を行う・例 2：講義の半数をオンデマンド講義にした場合、面接（対面）講義の中から 1 問だけ検定試験を実施するなど）

- ・ワークシート採点による合否評価は次の通りとする

（BC 指導員受講の合格点は各科目 6 割以上とする。評価が 6 割に満たない者への再試験は実施せず、指導者資格の認定を受けようとする場合は、改めて養成講習会を受講し資格審査試験に合格しなければならない。）

- ・更新講習受講の合格点も各科目 6 割以上とする。
- ・採点例や基準は都道府県に示す。

3. ライブ配信型の講習

・ライブ配信型の講習は面接（対面）講習を実施できない場合の代替措置として行う。
・ライブ配信型の講習は様々なケースが考えられるため統一した基準は設けないが不正防止、学習の質担保等を考慮し実施する。

4. ライブ配信型の講習は、講義内で課題を課したり、発表したりなどの方法で、能動的な受講を促し理解度を確認する。

・ライブ配信型では検定試験を実施するか、各講義内で評価するか（ワークシート等）、または講義内での能動的活動レベルで評価するか、は都道府県内で判断する。

5. オンデマンド講義の教材（ビデオ、ワークシート）を使用することもできる。

●他の都道府県連盟（協会）が実施する講習会に参加する際の流れ

- ①受講希望者が所属連盟（協会）に申し込む。
- ②所属連盟（協会）が実施連盟（協会）に受講の可否を問い合わせる。
- ③受講可の場合は、所属連盟（協会）が受講票を発行する。
- ④受講希望者が受講し、実施連盟（協会）へ受講票を提出する。
- ⑤実施連盟（協会）は受講票に確認印を押捺し、受講者に手交する。
- ⑥受講者は所属連盟（協会）へ受講票を提出する。

注 1）学校教育法で規定された学校および専修学校、並びに国の行政機関などの附属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者。

1.2.2.受講の有効期限

講習の受講記録の有効期限は受講した日より 4 年後までとする。この期限までに資格審査試験

(検定試験とレポート課題)に合格することで資格が認定される。有効期限を過ぎた受講記録は無効となる。

1.2.3.受講料

資格審査試験受験料(講習会受講料を含む)は別表2(公認柔道指導者資格制度規程)に示す通り

1.3.指導者資格の認定

1.3.1.認定の所管

指導者資格認定の所管は以下のとおり。

A 指導員：本連盟中央指導者資格審査委員会

B 指導員：都道府県柔道連盟(協会)指導者資格審査委員会

C 指導員：都道府県柔道連盟(協会)指導者資格審査委員会

準指導員：都道府県柔道連盟(協会)指導者資格審査委員会

1.3.2.認定の要件

指導者資格認定の要件は以下のとおり。

①全ての講義を受講し、資格審査試験(検定試験とレポート課題)に合格した場合に、所管する資格審査委員会の審査を経て、資格が認定される。

②検定試験は6割以上の評価で合格となる。評価が6割に満たない場合、再試験は実施されず、指導者資格の認定を受けようとする場合は、改めて養成講習会を受講し資格審査試験に合格しなければならない。

③レポート課題は6割以上の評価で合格となる。評価が6割に満たない場合、再提出が認められる。再提出後の評価が6割以上となれば当該レポート課題は合格となる。ただしレポート課題の再提出は課題1つに対し1回のみ認められる。

2.資格の有効要件

2.1.総論

指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

①指導者資格が認定され、有効期間内にあること。

②本連盟会員登録をしていること(ただし、休会員登録を除く)。

③指導者資格登録をしていること。

④指導者資格が停止されていないこと。

2.2.有効期間

①A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。

ただし、有効期間満了前に本連盟が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。

②準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に当該資格を認定する資格審査委員会が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。

2.3.本連盟会員登録

本連盟登録会員であることが必須。

2.4.指導者資格登録

指導者資格取得者および準指導員は「指導者資格登録」を行う。指導者資格は「指導者資格登録」を行うことにより有効となる。

2.5.指導者資格が停止されていないこと

倫理・懲戒規程等により指導者資格が停止されている期間は、資格は有効でない。

2.6.資格の再有効化

指導者資格が有効でなくなったときは、次のとおり資格を再び有効とする。

①更新しないまま有効期間を徒過したとき

更新の要件を満たす。

②会員登録、資格登録を怠ったとき

登録する。

③指導者資格が停止されたとき

停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす。

3.資格の更新

指導者資格の有効期間満了前に更新講習によって得られる更新ポイントが指定ポイント数に到達することで、資格の有効期間が更新される。ただし有効期間内に更新条件を満たさなかった場合、資格は有効でなくなる。

3.1.更新講習会

指導者を対象にした講習、研修、講演等で本連盟、都道府県連盟（協会）が指定し本連盟が認めたものを「更新講習会」とする。

①B 指導員は、A 指導員養成講習会を更新講習会として受講できない。C 指導員は、A・B 指導員養成講習会を更新講習会として受講できない。

②他団体による指導者講習会（例：教育委員会、講道館等）で受講状況の管理ができるものは指定可能。

③柔道を直接扱っていなくても指導力向上に有益なスポーツ科学や指導倫理に関する講習会は広く指定可能（例：スポーツ選手の栄養講座、救急救命法等）。

※②、③に関しては本連盟が直接指定するものと都道府県柔道連盟（協会）が本連盟に申告し本連盟が認定するものがある。

3.1.1.更新講習会受講の可否

①有効期間内に資格が更新されなかった場合

更新講習会を受講することができる。

②休会員である場合

更新講習会を受講することはできない。

3.2.更新ポイント

A～C 指導員資格の更新はポイント制とし、以下のポイントを取得すると更新される。

A 指導員：10 ポイント。

B 指導員：10 ポイント。

C 指導員：6 ポイント。

準指導員の資格は C 指導員養成講習会の「救急処置法」2 時間の受講により更新される。

3.2.1.定義

①1 ポイントは、60 分間以上の講義 1 回を受講した場合、オンライン形式の講義については 1.2.1.5.講習会の種類に示した基準に従い受講した場合に付与される。ポイントの有効期限は4年間とし、有効期限内のポイントの合計が所定のポイント数に達したときに資格が更新される。

②所定の更新ポイント数を超えて取得した更新ポイントは資格有効期間が満了すると失効し、次の有効期間に持ち越されることはない。

③審判法や形に特化した講習会（審判講習会、形講習会）による更新ポイントは、講義時間にかかわらず、有効期間内にそれぞれ 1 ポイントのみ付与される。例えば A ライセンス審判員講習会は有効期間内に何度受講しても 1 ポイントのみ認められる。

④養成講習会の講義科目として実施される審判法や形は上記③の対象外とし、通常の講義と同様に 1 講義 1 ポイントが付与される。

⑤養成講習会や更新講習会において講師を務めた場合は、担当講義数 1 に対して 3 ポイントが付与される。

4.資格の停止、喪失

指導者（A 指導員、B 指導員に限る）としての技量が不足していると本連盟によって判断されたときは、その指導者資格について期間を定めて停止される、または喪失させられることがある。

5.日本スポーツ協会公認指導者資格

①A 指導員資格を取得した場合、日本スポーツ協会公認コーチ 3 の専門科目の講習・試験が免除される。

②B 指導員資格を取得した場合、日本スポーツ協会公認コーチ 1 の専門科目の講習・試験が免除される。

6.学校顧問特例資格制度

当該制度については、第三章で定める。

7.指導者の義務等

7.1.コンプライアンス講義の受講

指導者は少なくとも年に1回以上、本連盟コンプライアンス委員会が実施するコンプライアンス講義（集合講義またはオンライン講義）、養成講習会の「指導者の倫理Ⅰ」、または同じく養成講習会の「指導者の倫理Ⅱ」のいずれかを受講しなければならない。受講した者は、資格区分に従って本連盟または都道府県柔道連盟（協会）にコンプライアンス委員会が発行する受講証明を提出するものとする

7.2.国際柔道連盟試合審判規定に関する講義の受講の受講

指導者は少なくとも年に1回以上、本連盟審判委員会が実施、または認定する最新の審判規定をテーマにした講習会等（集合講義またはオンライン講義）を受講することが望ましい。

7.3.安全指導講習の受講

指導者は少なくとも年に1回以上、本連盟医科学委員会が実施する安全指導講義（集合講義またはオンライン講義）、養成講習会の「安全管理・指導Ⅰ」、または同じく養成講習会の「安全管理・指導Ⅱ」のいずれかを受講することが望ましい。

第二章 本連盟、都道府県柔連（協会）に向けて

1.指導員養成講習会

1.1.概要

指導員養成講習会とは、指導者資格の認定を希望する者が受講する講習会で、指導員の種別に従って所管する団体が開催する。

1.2.養成講習会の所管

A 指導員：全日本柔道連盟。

B 指導員：都道府県柔道連盟（協会）。

C 指導員：都道府県柔道連盟（協会）。ただし、学生（注1）に関しては学生公認資格取得促進制度がある。

準指導員：都道府県柔道連盟（協会）。

注1）学校教育法で規定された学校および専修学校、並びに国の行政機関などの附属機関として

設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者。

1.3.養成講習会としての認定

B および C 指導員に係る養成講習会について、本連盟はカリキュラム、テキスト、講師、諸手続き、運営、成績評価等を確認し、養成講習会として認定する。一旦認定された養成講習会であっても、本連盟が要件を満たさないと認めた場合は認定を取り消すことがある。

1.3.1.カリキュラム

A、B および C 指導員養成講習会のカリキュラムは【別表 1】に示す。養成講習会においては「集合」で定められた時数を実施し、「その他」で定められた時数分をレポート等の課題形式で課す。

1.3.2.テキスト

使用するテキストは以下とする。

A 指導員養成講習会：「柔道テキスト A」

B 指導員養成講習会：「柔道テキスト B」

C 指導員養成講習会：「柔道テキスト C」

準指導員養成講習会：「柔道テキスト C」

1.3.3.講師

①原則として、本連盟開催の講師養成研修会への参加経験者など十分な専門知識を有する A 指導員が担当することが望ましい。

②特に「トレーニング論」や「救急処置」など専門性が高い科目については指導者資格の有無に関わらず大学教員や医療資格者等の専門家も任用できる。

③本連盟は独自に講師人材を派遣講師バンクとしてリストアップし、都道府県からの要請に応じて講師として派遣する。

1.3.4.受講料

規程【別表 1】に定めるとおり。但し、学生（注 1）に関しては学生公認資格取得促進制度（注 2）がある。

注 1）学校教育法で規定された学校および専修学校、並びに国の行政機関などの附属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者。

注 2）都道府県連盟（協会）主催で大学が実施する C 指導員養成講習会については大学生の受講料を無料とする。（費用は全て本連盟が負担する）

1.3.5.その他

所属する会員が、他の都道府県連盟（協会）が開催する養成講習会の受講を希望する場合は、受講の可否を開催する連盟（協会）に問い合わせなければならない。他の都道府県連盟（協会）からその連盟（協会）に所属する会員の養成講習会受講の可否の問い合わせがあった場合は、講習

会を開催する連盟（協会）は、特段の事情がない限り受講を認めなければならない。

1.4.資格の認定

①全ての講義を受講し、資格審査試験に（検定試験とレポート課題）合格した者に対して、中央指導者資格審査委員会（A 指導員）、または都道府県指導者資格審査委員会（B、C 指導員、準指導員）は審査の上、資格を認定する。

②検定試験の評価が 6 割に満たない者への再試験は実施しない。指導者資格の認定を受けようとする者には、改めて養成講習会を受講し検定試験を受験させる。

③評価が 6 割未満のレポート課題に対しては再提出を認める。再提出後の評価が 6 割以上となれば当該レポート課題を合格とする。ただしレポート課題の再提出は課題 1 つに対し 1 回のみ認める。

2.更新講習会

本連盟および都道府県連盟（協会）は、更新ポイントを付与するための更新講習会を指定する。

2.1.総論

①受講料は無料とするが、更新講習会手数料の設定がある。

②更新講習会を開催する都道府県連盟（協会）は所定の手続きにより本連盟に計画書および受講者名簿等を提出する。

③都道府県連盟（協会）は受講者名簿を管理する。

2.2.更新講習会としての指定

更新講習会とは、A 指導員養成講習会、B 指導員養成講習会、C 指導員養成講習会、指導者を対象にした講習、研修、講演、セミナー、シンポジウムなどのうち本連盟や都道府県連盟（協会）が指定するものである。

①A、B、C 指導員養成講習会の場合、養成対象の資格と同等か上位の資格保有者の参加を認める。

（例：B 指導員養成講習会を更新講習会として受講できるのは A と B 指導員のみ）

②本連盟や都道府県連盟（協会）が主催するものに限らず、条件を満たす指導者向けの講習会等も更新講習会として指定することができる。なおこれらの講習会等との調整は指定を行う連盟（協会）が担当する。

③都道府県連盟（協会）は年度ごとに指定する更新講習会のリストを本連盟に提出する。受講者名簿等の受講状況の管理は都道府県連盟（協会）が行う。

④本連盟は本連盟および都道府県連盟（協会）が指定する更新講習会の情報を公式ホームページ上で公開する。

⑤1 回の講義は、1 名または複数の講師による座学、実技、演習、研修、講演、セミナーなどの形式（オンライン形式を含む）で行われるもので、少なくとも 60 分間以上の講義時間が確保されているか、指導者養成委員会が定める基準に従ったオンライン講義でなければならない。

⑥更新講習会における講義内容は広く指導者の技能や知識向上に有益な内容であれば柔道以外の分野も可とする。(例：倫理コンプライアンス、コミュニケーションスキル、組織マネジメント等をテーマにしたセミナー)

⑦都道府県連盟(協会)は、年度ごとに指導者資格更新者名簿を本連盟に提出する。

⑧指導者資格取得のために養成講習会を受講し、資格取得できない場合も(例：一部講義未受講や検定試験不合格等)、上記①の理由で、これを更新講習会に置き換えることはできない。

⑨すでに指導者資格を保有し、日本スポーツ協会スポーツ指導者資格の専門科目受講の目的で B 指導員養成講習会や C 指導員養成講習会を受講した者で、同専門科目を修了できなかった場合(例：一部講義未受講や検定試験不合格等)は、更新講習会と置き換えて、更新ポイントを付与することができる。ただし、上記①の条件を満たす場合に限る。

2.3.更新ポイント

更新はポイント制とする。

A 指導員：資格の有効期間 4 年間に 10 ポイント以上。

B 指導員：資格の有効期間 4 年間に 10 ポイント以上。

C 指導員：資格の有効期間 4 年間に 6 ポイント以上。

準指導員：資格の有効期間 2 年間に C 指導員養成講習会の「救急処置法」2 時間の受講

2.3.1.定義

① 1 ポイントは、60 分以上の講義 1 回を受講した場合、指導者養成委員会が定めるオンライン講義 1 講義分を受講した場合に付与する。

② 所定の更新ポイント数を超えて取得した更新ポイントは資格有効期間を終えると失効し、次の有効期間に持ち越されることはない。

③ 審判法や形に特化した講習会(審判講習会、形講習会)は、講義数にかかわらず、審判法と形で有効期間内にはそれぞれ 1 ポイントのみ付与する。例えば A ライセンス審判員講習会は有効期間内に何度受講しても 1 ポイントのみ認める。

④ 複数の講義が含まれる指導者講習会の 1 講義科目として実施される審判法や形は上記③の対象外とし、通常の講義と同様に 1 講義 1 ポイントで付与する。

⑤ 養成講習会や更新講習会における講師に対しては、担当講義数 1 に対して 3 ポイントを付与する。

2.3.2.管理

更新講習会の受講記録については受講生と連盟(協会)双方で管理すること(更新記録カード等を利用)。

3.資格の停止、喪失

指導者資格が停止された時は、資格は有効でなくなり、停止期間が満了し、条件(もしあれば)が満たされた時に再有効化される。指導者資格が喪失された時は、指導者資格登録は抹消される。

4.学校顧問特例資格制度

当該制度については、第三章で定める。

第三章 学校顧問特例資格

1.学校顧問特例資格制度

学校顧問特例資格制度は、学校内での指導を保証あるいは禁止するものではなく、あくまで大会等の引率業務を支援する目的で特例措置として設置するものである。

1.1.資格適応範囲

有効な学校顧問特例資格を有するものは、本連盟またはその加盟団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務めることができる。

1.2.資格認定

公認柔道指導者資格制度規程第 19 条に則り、以下の条件を全て満たす者は、所定の手続きを経て学校顧問特例資格の認定を受けることができる。

- ①学校教員で所属校の部活動の(管理的)顧問。
- ②柔道の指導経験が乏しく、指導者資格の取得が期待できない者。ただし、部活動コーチとして有資格の外部指導者がいる、所属する町道場で有資格者が指導しているなど、指導下にある生徒には他に資格を保有した公認指導者が存在することを推奨する。

1.3.資格認定手続き

学校顧問特例資格は、本連盟公認柔道指導者資格制度規程で定める都道府県指導者資格審査委員会で審査し認定する。

- ①認定希望者は所定の申請書に記入のうえ、各都道府県柔道連盟（協会）に提出する。
- ②本資格の申請料は徴収しない。

1.4.資格の有効要件

学校顧問特例資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- ①特例資格が認定され、有効期間内にあること。ただし、本資格の有効期間は当該年度末（3 月 31 日）までとし、次年度も継続する際は再度申請手続きを行うものとする。
- ②本連盟会員登録（学校顧問）をしていること。

原則として 2 年に 1 回、本連盟が指定する講習会（安全指導、基本指導の講習）を受講することを推奨する。

第四章 その他

1. この運用要領は、本連盟会長の決裁により改廃される。
2. この運用要領は、2020 年 10 月 22 日より改正して施行される。